

【農地整備課所管 再評価審議資料】

○再評価対象箇所

再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について . . . p 1～2

○平成30年度 再評価実施箇所

再評価実施箇所（附図） . . . p 3

経営体育成基盤整備事業

1) 午北 . . . p 4～8

平成30年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	経営体育成基盤整備事業
	事業目的	地域農業の目指す展開方法を踏まえ、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の生産基盤と必要に応じて生活環境基盤の整備を行う。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が20ha以上であること 【一般型】 ・事業完了時に担い手の経営面積のシェアを以下のとおり増加させること。 <ul style="list-style-type: none"> 1)シェア 20%未満 →シェア 30%以上へ 2)シェア 20%以上～50%未満 →シェア 10ポイント以上引上げ 3)シェア 50%以上～55%未満 →シェア 60%以上へ 4)シェア 55%以上～90%未満 →シェア 5ポイント以上引上げ 5)シェア 90%以上～95%未満 →シェア 95%以上へ 6)シェア 95%以上 →シェア引き上げ ・事業完了時に 1)または 2)のいずれかを満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1)認定農業者の全農家に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上になること。 2)認定農業者数が 30%以上増加すること。 【面的集積型】 ・事業完了時において、担い手への農地面的集積率を以下のとおり増加させること。 <ul style="list-style-type: none"> 1)シェア 13%未満 →シェア 20%以上へ 2)シェア 13%以上～35%未満 →シェア 7ポイント以上増加 3)シェア 35%以上～38.5%未満 →シェア 42%以上へ 4)シェア 38.5%以上～63%未満 →シェア 3.5ポイント以上増加 5)シェア 63%以上～66.5%未満 →シェア 66.5%以上へ 6)シェア 66.5%以上 →シェア引き上げ 【農業生産法人育成型】 ・事業完了時において、次のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されること <ul style="list-style-type: none"> ①農業生産法人が存在しない地区 →農業生産法人が育成されること ②農業生産法人が存在する地区 →当該農業生産法人が、特定農業法人となること ・事業完了時に、農業生産法人等農地利用集積率が 30%以上となること。
概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理 ・生産基盤整備付帯 (1)土壌改良 (2)高付加価値農業施設移転等 ・生活環境基盤整備 (1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)生態系保全空間整備 等 ・農地整備事業に係る実施計画等の策定 	

○費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目 うち貨幣換算する項目 ≧ B ≦	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給の確保に関する効果 <ul style="list-style-type: none"> ①作物生産効果：水管理の合理化・乾田化による反収の増、転作物物の作付け増による増加所得 ②営農経費の節減：大型機械導入による労務費および機械経費の節減 ③維持管理費の節減：道路・水路・用排水機場の維持管理経費の節減 ・農業の持続的発展に関する効果 <ul style="list-style-type: none"> ④耕作放棄防止効果：耕作放棄の防止発生が防止され、当該農地で作物生産や多面的機能が維持される効果 ・農村の振興に関する効果 <ul style="list-style-type: none"> ⑤地域用水効果：農業用排水路の新設又は更新により、使用できる農業用水が増量され、営農用水、消流雪用水等地域用水としての利用が増加し、経費が節減する効果 ⑥地籍確定効果：区画整理の実施により、区画の整形や確定測量が行われることで、地籍が明確になる効果 ⑦安全性向上効果：用水路のパイプライン化、排水路の配水管渠整備による転落事故等が防止できる効果 <p>⑧年総効果額 = ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦</p> <p>⑨評価期間：当該事業期間+40年</p> <p>⑩割引率：0.04</p> <p>⑪総便益額（効果の現在価値化）$B = \sum \{B_t \div (1 + \text{割引率})^t\}$ B_t：年度別効果額 t：基準年度を0とした経過年数 ※評価期間における年度別効果額を上記割引率により現在価値化したもの</p>
	その他項目	
	費用 ≧ C ≦ の算定	<p>⑫総費用（事業費の現在価値化）$C = \sum \{C_t \div (1 + \text{割引率})^t\} + Y - Z$ C_t：年度別事業費 t：基準年度を0とした経過年数 Y：事業着工時点でのすべての関連施設の資産価額（注） Z：評価期間終了時点でのすべての関連施設の資産価額（注） （注）資産価額については、基準年度に現在価値化する ※評価期間における年度別事業費（当該事業費、関連事業費、受益地域内で一体的に効果を発現する施設の再整備に要する費用）を割引率により現在価値化したもの</p>
費用便益比の基準	<p>総費用総便益比（B/C）= 総便益額⑪ ÷ 総費用⑫</p> <p>※投資効率が1.0以上</p>	

平成30年度 再評価実施箇所（附図）

担当課〔農地整備課〕

番号	1	事業名 (路線・河川名等)	経営体育成基盤整備事業 (午北地区)
事業実施箇所	羽島市上中町午北		事業主体 岐阜県
採択年度	平成22年度	完了予定年度	平成30年度
再評価の実施基準	平成27年度の事業評価監視委員会の結果、3年を期限として事業の継続または中止の方針を判断することとなったことによる。		
事業目的	<p>本地区の農業生産基盤は昭和20～30年代に整備されているが、用排兼用水路であり、農道幅員も狭いため、低コスト農業の展開の支障となっている。そのため、再圃場整備事業を行い効率的な農業の展開を図る。</p>		
事業概要	<p>・ 区画整理工 道路工 L=9.5km、用水路工 L=7.6km 排水路工 L=6.1km、整地工 A=37.8ha</p> <p>・ 暗渠排水工 暗渠排水工 A=23.4ha</p>		
概要図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現況農道</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>現況用排兼用水路</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>		

再評価 経営体育成基盤整備事業

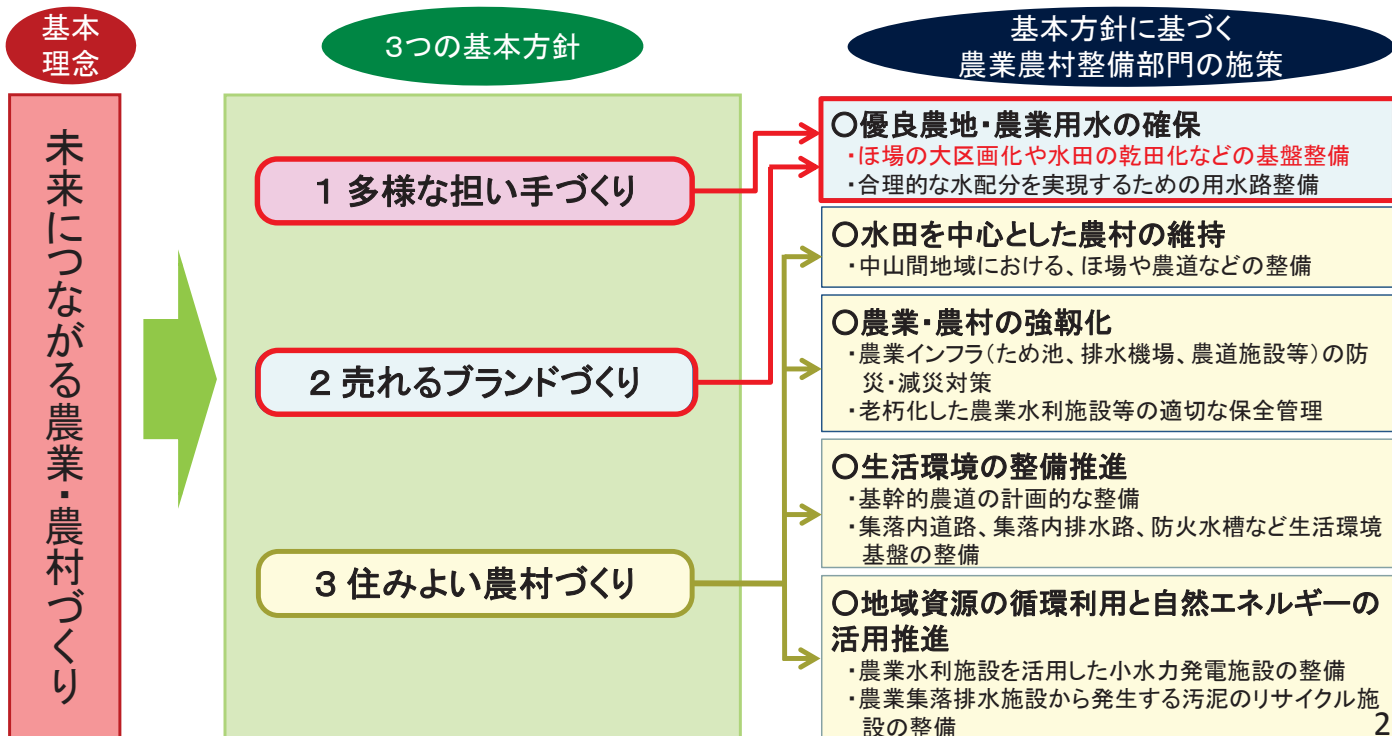
うま きた
午北地区



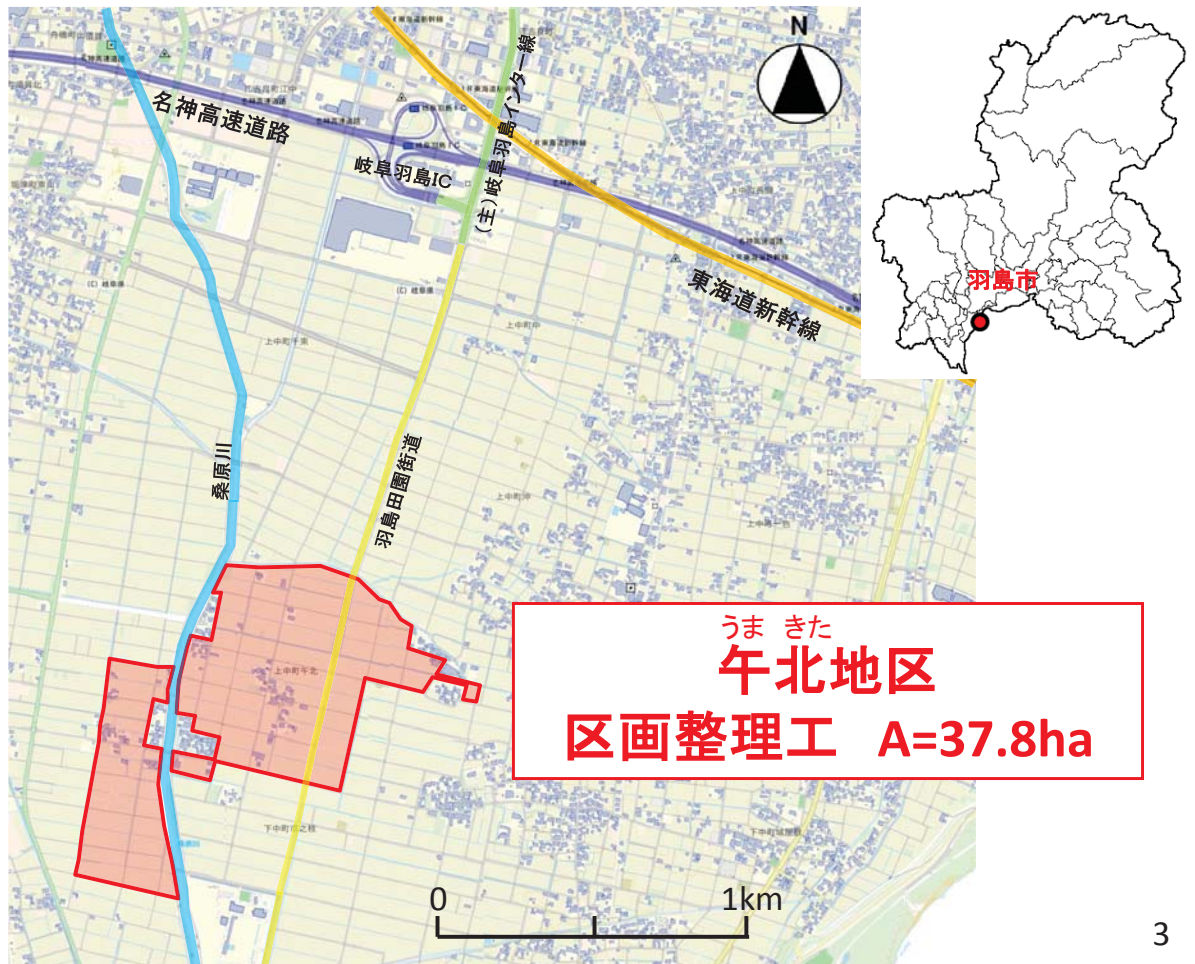
農政部農地整備課

県の施策との位置付け

『ぎふ農業・農村基本計画』の基本方針【多様な担い手づくり】【売れるブランドづくり】を進めるため、「優良農地及び農業用水の確保」が、また【住みよい農村づくり】を進めるため、「水田を中心とした農村の維持」及び「農業農村の強靱化」などが農業農村整備関連施策として位置付けられている。



位置図



事業概要

- 事業名 経営体育成基盤整備事業
- 地区名 午北(うまきた)
- 市町村名 羽島市
- 事業費 830百万円
- 工期 平成22年度～平成30年度
- 受益面積 37.8ha (受益者数:103人)
- 事業内容 区画整理工 A=37.8ha
暗渠排水工 A=23.4ha
- 総費用総便益比 1.02

事業目的



5

事業進捗状況

■ 進捗率

項 目	全体	H26年度まで	H27～H29	H29年度まで 進捗率
事業費	830,000千円	62,727千円	0千円	7.6%
事業量				
区画整理工	37.8ha	- ha	- ha	0.0%
暗渠排水工	23.4ha	- ha	- ha	0.0%

■ 進捗事業費内訳

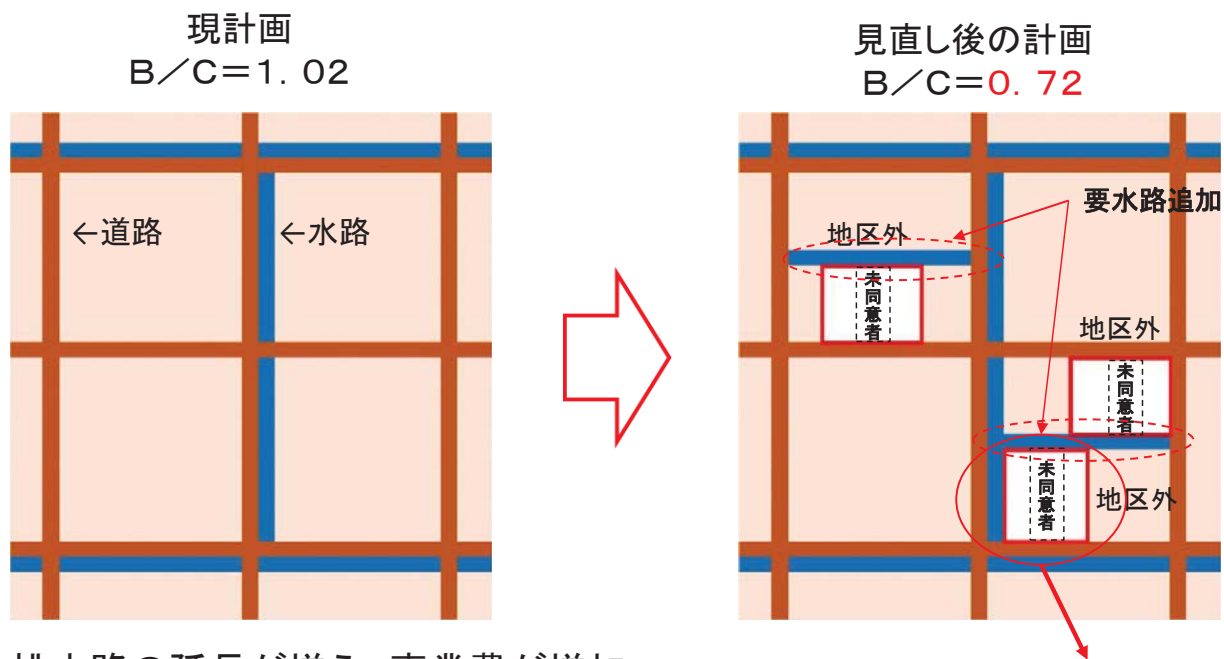
測量、地質調査、実施設計、換地計画、地区界測量(一部未実施)

■ 工事未着手

- ・ H27以降も未同意者への交渉を継続したが、理解が得られず、地区界の確定が困難な状況は変わらない。
- ・ 未同意者の所有地が地区中核部に点在しており、地区全体の9%を占めるため、工事実施にあたり道路及び水路の法線が決まらない状況。

6

未同意者の農地を除外した整備の検討



- ・排水路の延長が増え、事業費が増加
- ・ほ場の大区画化ができず、営農の効率化が図れない
- ・総費用総便益比が1.0未満となり事業要件を満たさない

⇒ **事業実施困難**

※未同意者の用地境界(破線)が確定しない場合、隣接地の整備も行えない

7

平成27年度 事業評価監視委員会の結果

■ 県の方針

事業を「継続」する。

ただし、100%同意でないと工事着手は困難と考えており、羽島市・土地改良区とともに未同意者の同意取得に努める。

■ 委員会の意見

継続を了承するが、3年後を目途に事業の継続又は中止の方針を判断し、再評価を受けること。

平成27年度以降の対応

■ 未同意者への対応

未同意者や家族への働きかけ 45回

(事業開始時から8年間で188回)

■ 県、羽島市、土地改良区での打合せ

会議及び電話等による打合せ 112回

(事業開始時から8年間で269回)



未同意者(4名)からは同意を得られる見込みが立たない。

9

対応方針(案)

- 担い手の農業経営の安定を図るためには、農業生産基盤の整備は必要

しかしながら

- 一部未同意者との交渉は膠着状態であり、今後も進展する可能性は低い
- 全員同意が見込めないことから、地元関係者、羽島市ともに、事業を中止せざるをえないことを認識



事業を「中止」する

県が説明会を開催し、午北地区の新たな整備手法を提案
地元は新たな整備手法に前向き、中止の方針に従う意向

10